

富山県公立文化施設協議会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本協議会は、富山県公立文化施設協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、公立文化施設が相互の連絡、研究によって、その機能を十分に発揮し、地方文化の向上に資することを目的とする。

(会 員)

第3条 協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 富山県に所在する公立の文化施設
- (2) 準会員 協議会の目的に賛同する団体

(組 織)

第4条 協議会は、社団法人全国公立文化施設協会及び東海北陸地区公立文化施設協議会の県協議会とする。

第2章 事 業

(事 業)

第5条 協議会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 研究会の開催
 - ア 業務管理に関すること。
 - イ 技術研究に関すること。
 - ウ 自主文化事業に関すること。
- (3) 文化事業の企画実施
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 役 員

(役 員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

2 会長及び副会長は、理事が互選する。

3 理事及び監事は、総会において選任する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 異動等により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務権限)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、並びに総会及び理事会を召集し、その議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

3 理事は、理事会を組織し、会務を審議する。

4 監事は、会務の執行状況を監査する。

(顧問)

第9条 この協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、この協議会の事業運営上必要な事項につき会長の諮問に応ずる。

3 顧問は、理事会において指名する。

第4章 会 議

(会 議)

第10条 協議会の会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

第11条 総会は、会長が召集する。

2 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 定期総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

4 総会の権限は、次のとおりとする。

(1) 事業の決定及び事業報告の承認

(2) 予算の決定及び決算の承認

(3) 規約の改正

(4) その他協議会の目的達成に必要なかつ重要な事項

(理 事 会)

第12条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が必要と認めたとき、会長が召集する。

3 理事会は、構成員の過半数をもって成立する。

4 理事会は、次のことを審議・執行する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 総会から委任された事項

(3) 県内の文化施設の連絡調整

(4) その他必要事項

5 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 研 究 部 会

(研 究 部 会)

第13条 協議会の事業を円滑に実施するため、次の研究部会を置く。

- (1) 業務管理研究部会
- (2) 技術研究部会
- (3) 自主文化事業研究部会

2 研究部会に部会長及び副部会長を各1名置く。

3 部会長及び副部会長は、会長が指名する。

4 第7条、第8条第1項及び第2項の規定は、部会長及び副部会長の任期並びに職務権限に準用する。

5 前各項のほか研究部会に関し必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

第6章 会 計

(経 費)

第14条 協議会の経費は、次のものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) その他の収入

(会 計 年 度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会 費)

第16条 協議会の会費は、年額15,000円とする。

第7章 事 務 局

(事 務 局)

第17条 協議会に次のとおり事務局を置く。

名 称	事務局を設置する施設
協議会事務局	会長の属する施設
研究部会事務局	各研究部会長の属する施設

2 事務局の運営等に関し必要な事項は、理事会の承認を経て会長が別に定める。

第8章 補 則

(委 任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、理事会の承認を経て、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、昭和56年9月29日から施行する。
- 2 この規約にかかる会費の徴収については、昭和57年4月1日より適用する。

附 則

この規約は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、総会の承認のあった日から施行する。(平成2年5月9日から施行)

附 則

この規約は、総会の承認のあった日から施行する。(平成8年4月25日から施行)

附 則

この規約は、平成9年4月1日から施行する。(平成8年10月16日臨時総会承認)

附 則

この規約は、平成10年4月1日から施行する。(平成9年9月25日臨時総会承認)

附 則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。(令和6年6月27日定期総会承認)